

被保険者証等再発行にかかる 身元確認について

平成28年より被保険者証等再発行にかかる身元確認において、対象者本人の身元確認書類のご提出をお願いしておりましたが、家族は組合員と同一世帯であり、組合員が身元確認者であるとみなされるため、対象者本人ではなく申請人である組合員の身元確認書類へ変更させていただくこととなりました。

対象となる申請は下記のとおりです。

申請種類	身元確認 旧	身元確認 新 (平成29年4月より)
被保険者証再交付	再交付対象者	申請人である組合員
高齢受給者証再交付	再交付対象者	申請人である組合員
限度額適用認定証	減額対象者	申請人である組合員

身元確認書類について

- ① 運転免許証の写し・パスポートの写し・個人番号カード等顔写真がわかるものの写し。
- ② ①が困難な場合は、世帯全員記載の住民票の写し(発行から3カ月以内のもの)。



本塚文雄先生ご逝去

当国民健康保険組合の相談役である本塚文雄先生が平成28年12月19日にご逝去されました。享年93歳でした。

本塚先生は昭和48年から昭和50年の2年間「常務理事」、昭和52年から昭和62年の10年間「副理事長」、昭和62年以降は「相談役」として組合役員を歴任していただき、組合運営に大変ご尽力いただきました。

国保組合以外にも関東信越税理士会、関東信越税理士会埼玉県支部連合会、埼玉県税理士協同組合など、税理士会全体の発展のため長年要職を歴任されてきました。謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

去る、平成28年12月27日、28日、埼玉県熊谷市におきまして、お通夜、告別式が執り行われました。大勢の方々の参列がありましたことをご報告させていただきます。